

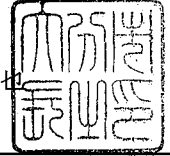
公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、市民部国保年金課に保管していますので受領してください。

令和8年6月30日

大分市長 足立 信也



送達を受けるべき者の氏名(名称)	送達すべき書類の名称
岡田 英治	国年第 1090号 配当計算書(謄本) 充当通知明細書 国年第 1709号 配当計算書(謄本) 充当通知明細書
湯浅 寛明	国年第 1146号 差押調書(謄本) 国年第 1762号 配当計算書(謄本) 充当通知明細書
森崎 蓮	国年第 1256号 配当計算書(謄本) 充当通知明細書
柴山 宇僚	国年第 1239号 差押調書(謄本)
足立 節子	国年第 1418号 配当計算書(謄本) 充当通知明細書
播本 涼	国年第 1452号 配当計算書(謄本) 充当通知明細書
菅 和英	国年第 1515号 配当計算書(謄本) 充当通知明細書
川野 亮	国年第 1346号 差押調書(謄本)
中山 徹	国年第 1553号 差押調書(謄本)
辰馬 清美	国年第 1649号 配当計算書(謄本) 充当通知明細書
前廣 力	国年第 1707号 配当計算書(謄本) 充当通知明細書 国年第 1731号 差押解除通知書 金 第 57号 供託通知書
(注意)	この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示(掲示)を始めた日から起算して7日を経過したとき、送達されたものとみなされます。